

社協だより りしり

vol.12
2013. 10



赤い羽根共同募金助成車両が仲間入りしました

※今後は居宅介護支援事業（ケアマネージャー）の訪問活動を中心に、社協で行っている福祉事業に活躍します。

社会福祉法人 利尻町社会福祉協議会

利尻郡利尻町沓形字緑町9番2
電話 (0163) 84-3155
FAX (0163) 84-3301

社協は社会福祉協議会の略です

社会福祉協議会（略称「社協」）は、昭和26年に制定された、社会福祉事業法を根拠として設立されている、自主的な民間（社会福祉法人）の社会福祉団体です。「みんなで支え合うあたたかい福祉の町づくり」は、特定の人々や機関、団体だけのものではありません。そこに住むすべての人々の生命と暮らしを守り高め、共に支え合って暮らせる町づくりを願うことだと考えます。

社協もそうしたことを願い、様々な人々によって支えられています。

住み慣れた自宅で生活するために ～ケアマネージャー(居宅介護支援)

介護支援専門員(ケアマネージャー)が、介護保険利用の為に必要な手続き・サポートを行います。介護保険・要介護認定・ケアプラン・介護用品・住宅改修のことなど、何でもご相談に応じます。お気軽に下記までお電話ください。

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分

1 ご相談・お問い合わせ

まずはお気軽にご相談ください。

2 ご訪問

ご本人・ご家族の状況をケアマネージャーが聞き取りし、適切なプランを考案します。

3 要介護申請・認定

介護保険の申請手続きから代行いたします。

4 ケアプランの作成・ご契約

ご本人に合ったケアプランを作成いたします。※利用者様の費用負担はございません。

5 介護保険サービスのご利用

作成したプランを元に、介護保険サービスをご利用いただけます。



サービス内容(居宅介護支援)

介護のご相談

居宅介護支援

ケアプラン作成

福祉用具購入

介護保険申請代行



介護保険更新代行

福祉用具貸与

介護情報提供

住宅改修手続き

★社協のケアマネージャー★

介護支援専門員の資格を持った私たちが相談に乗ります



利尻町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所

住所 利尻郡利尻町沓形字緑町9番地2
IP電話 84-3155 84-9022
電話 84-3155・FAX 84-3301

自宅での介護を支える 訪問介護(ホームヘルパー)って?

サービス内容

訪問介護員(ホームヘルパー)がご自宅を訪問し、入浴や食事、排泄などの介助を行う『身体介護』、調理や洗濯、掃除などの『生活援助』をはじめとして、日常生活全般にわたる訪問介護サービスを提供いたします。

【身体介護】

- 入浴や食事、排泄の介助
- 衣類の着脱介護
- 病院の通院介助



【生活援助】

- 生活必需品の買物
- 洗濯、掃除
- 食事の準備・調理
- 関係機関との連絡

※介護予防訪問介護では「身体介護」と「生活援助」の区分はありません。

利用料金目安

サービス利用に当たっての料金は、国(厚生労働大臣)が定める介護報酬の額です。下記の掲載金額は基本的な平常の時間帯(午前8時から午後6時)での利用料金です。サービスの内容・組み合わせにより金額が変わります。自己負担額は、サービス利用料金の1割の額です。

☆訪問介護☆

要介護1~5と認定された方

業務区分	内容	利用者負担 (1回あたり)
身体介護	30分未満	365円
	30分以上 1時間未満	576円
生活援助	20分以上 45分未満	272円

※上記利用者負担には、「地域加算」15%「処遇改善加算」4%「事業所加算」20%が加算されています。

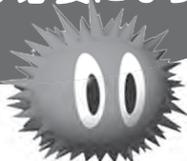
☆介護予防訪問介護☆

要支援1又は2と認定された方

要介護度	内容	利用者負担 (月額)
要支援1・2と 認定された方	週1回程度利用	1,459円
	週2回程度利用	2,918円

※上記利用者負担には、「地域加算」15%「処遇改善加算」4%が加算されています。

ご利用にあたっては
介護保険の申請を行ない
要介護度の認定が必要になります。



★社協のホームヘルパー★

資格を持った私たちが訪問します



社協からの報告・お知らせ



子育て応援用品支給事業



社会福祉協議会では子育て家庭の経済的負担の軽減や子育て生活応援を目的に子育て用品（紙おむつ）の支給を行っております。

対象者：0歳から1歳までのお子様のいる家庭

支給内容：紙おむつ テープ式・パンツ式

（サイズはご連絡下さい）

お子様1人につき0歳から1歳までの月1袋の計12袋
（12ヶ月分）

支給方法：申請書は社会福祉協議会にありますので、来所願います。

1度に3ヶ月分（3袋）まとめて支給を受けることが可能です。1回目以降は、電話で使用サイズをご連絡の上、来所願います。

※1歳を過ぎますと支給を受けられなくなりますので支給を希望される方は必ず手続き等願います。

支給内容例→



心配ごとやお悩みごとはございませんか（総合相談）

日常生活での心配ごとやお悩みごとはございませんか。最近、気分がずっと落ち込んでい、外出したくない・今後の生活が不安などございませんか。社会福祉協議会では、相談事業を随時対応しております。また、直接事務所へ来られない方がおりましたら、電話でも受付しておりますので、お気軽にご相談ください。なお、相談内容は本人の許可無く外部に漏らすことはありません。

受付時間：8時30分～17時15分 相談員：佐々木優太（社会福祉士） **電話：84-3155**

本紙は赤い羽根共同募金の配分金を受けて発行しております。



編集後記

現在、介護保険で購入やレンタルできる福祉用具には様々な種類の物があります。転倒を予防する手すりについても住宅改修以外に、レンタルで借りることのできる玄関の手すりやトイレの手すりなど。本人の動きに合わせて一緒に検討させていただきます。〔ケアマネージャーより〕